

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月23日

佐賀県知事 殿

提出者

住所 佐賀県唐津市七山滝川1222

氏名 釘本建設株式会社

代表取締役社長 釘本真二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0955-58-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	釘本建設株式会社
事業場の所在地	佐賀県唐津市七山滝川1222
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	74974万円
③ 従業員数	45名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"><li>がれき類、建設発生木材は再利用資源として処理業者へ処理を委託</li></ul>			
②計画	【目標】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"><li>がれき類、建設発生木材は再利用資源として処理業者へ処理を委託</li><li>小規模工事排出がれき類を事業場外保管場所（300㎡未満）で保管し、路盤材として再利用</li></ul>			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
<ul style="list-style-type: none"><li>解体工事は専門業者へ委託し分別、その他の工事は自社で分別</li></ul>	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
<ul style="list-style-type: none"><li>解体工事は専門業者へ委託し分別、その他の工事は自社で分別</li></ul>	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
・特になし				
②計画	【目標】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
・小規模工事排出がれき類を事業場外保管場所（300㎡未満）で保管し、 路盤材として再利用				

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)				
・特になし				
②計画	【目標】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)				
・特になし				

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
・特になし				
②計画	【目標】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
・特になし				

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生場所からの運搬距離、輸送手段等総合的に判断し、可能なら優良認定業者へ処理委託する。</li> <li>・行政との連携、業界ネットワークを活用し再生処理ルートを確保する。</li> <li>・委託業者には、搬出時に現地確認を実施する。</li> </ul>			

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生場所からの運搬距離、輸送手段等総合的に判断し、可能なら優良認定業者へ処理委託する。</li> <li>・行政との連携、業界ネットワークを活用し再生処理ルートを確保する。</li> <li>・委託業者には、搬出時に現地確認を実施する。</li> </ul>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





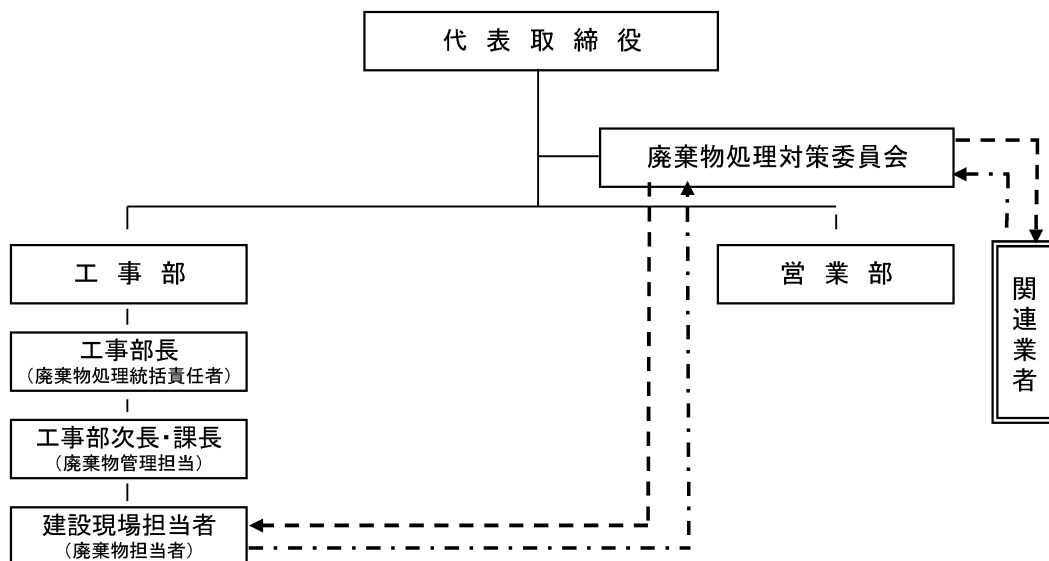


# 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(第2面関係別紙)

統括責任者	所 属 : 工 事 部 役 職 : 工 事 部 長
廃棄物担当	組織名 : 廃棄物処理対策委員会 組織人数 : 4名 役 職 : 工 事 部 長・工 事 部 次 長・工 事 部 一 課 長・工 事 部 二 課 長
廃棄物処理 対策委員会	◆廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、収集運搬業者・中間処理業者選択、適正 処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長:工事部長 ・副委員長:工事部次長 ・委員:工事部一、二課長
廃棄物処理 統括責任者 (統括責任者に欠格事由が生じた場合、廃 棄物処理対策委員会副委員長 が職務を代行する)	◆廃棄物処理方針の策定 ◆廃棄物管理規則の策定・改廃 ◆廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当 (廃棄物処理対策委員会: 副委員長・委員)	◆廃棄物処理計画・報告書の作成 ◆廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ◆収集運搬業者、廃棄物処理業者、再生利用業者の調査及び選考 ◆社員・関連業者に対する教育・啓発・指導 ◆その他関係する事項
廃棄物処理対策 委員会事務局 (事務局長)	◆委託契約の締結 ◆廃棄物管理票の交付・管理及び、副産物処理ソフト「コブリス」の管理 ◆官公庁への各種報告 ◆社員・関連業者に対する教育・啓発 ◆廃棄物処理対策委員会の召集・開催、各種書類の回覧等の委員会運営

## 産 業 廃 棄 物 管 理 組 織



- - -> ◆勉強会・契約締結時・現場着工前・現場パトロール時等において教育・啓発・指導の実施
- - -> ◆処理計画に基づいた廃棄物管理票の交付(処理計画内容を委員長が承認後、交付)
- - -> ◆現場着工前に処理計画の提出、施工完了時に処理実施報告の提出及び処理内容を記載した  
廃棄物管理票の返却(事務局へ提出・返却し、処理計画・実績報告について委員長の承認を  
必要とする)

## ④産業廃棄物の一連の処理の工程

